

公益財団法人群馬交響楽団役員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人群馬交響楽団（以下「群響」という。）定款（以下「定款」という。）第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、群響事務局を主たる勤務場所とする者をいう。

(3) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。

(報酬の支給)

第3条 群響は、常勤役員のみ報酬を支給するものとし、非常勤の役員及び評議員に対しては無報酬とする。

2 役員には、退職手当を支給しないものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員に対する報酬の額は、別表第1に定める年額の範囲内で、理事会において決定する。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬は、職員の給与支給日に支給する。

2 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第6条 月の途中で常勤役員に就任または退任した場合、その月の報酬は、現日数を基礎とした日割り計算により支給する。

(通勤手当)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じて、職員の例により通勤手当を支給する。

(公表)

第8条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

年齢区分	年額報酬限度額
60歳未満	8,400,000円
60歳以上	5,800,000円

※ 年齢区分は、当該年度の4月1日時点の年齢による。